

証券コード 7513
平成27年11月5日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号



株式会社 **コジマ**

代表取締役会長兼社長 木 村 一 義

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年11月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

第53期定時株主総会におきましては、株主懇談会は予定しておりません。
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成27年11月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
（報告事項） 第53期（自平成26年9月1日 至平成27年8月31日）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

（決議事項）

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. その他本招集通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な営業所」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.kojima.net/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

以 上

-
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kojima.net/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成27年11月24日(火曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな景気の回復基調が続いております。企業収益及び雇用・所得の環境は改善傾向が続いており、個人消費は底堅い動きとなっております。

当家電小売業界における売上は、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは平成27年4月以降好調であるものの、平成26年3月までの消費税率引き上げに伴う旺盛な駆け込み需要がなくなったことから、当事業年度においては低調でした。この他PC本体が低調でしたが、スマートフォン、理美容家電が好調に推移しました。

このような状況の中、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の企業理念のもと、「より豊かな生活を提案する」ことで、地域の皆様から最も身近に親しまれ必要とされるコジマを目指してまいりました。また、接客力・専門性の向上、アフターサービスの強化や生産性の向上に向け、ビックカメラグループのシステム統合及び物流改革に取り組みとともに、インターネット通販システムの刷新や法人営業も積極的に進めております。

店舗展開につきましては、平成27年4月25日に「イオンモール沖縄ライカム」内に、約2年ぶりの新店となる「コジマ×ビックカメラ イオンモール沖縄ライカム店」を開店いたしました。なお、平成27年9月19日に神奈川県横浜市に「コジマ×ビックカメラ 港北東急S.C.店」を開店しております。

また、ビックカメラ流の商品選定及び店内装飾と展示手法を活用した体験提案型の売場を設けた「コジマ×ビックカメラ店」(9月末現在合計86店舗)への既存店の転換に積極的に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度は閉店による影響もあり売上高は 2,261億24百万円（前年同期比13.8%減）、営業利益は 9億4百万円（前年同期比62.7%減）、経常利益は 12億25百万円（前年同期比78.5%減）、税引前当期純利益は 70百万円を計上したものの繰延税金資産の一部の取崩しが生じ、法人税等合計を 64億17百万円計上したことにより当期純損失は 63億46百万円（前事業年度は当期純利益10億42百万円）となりました。

品目別売上高、同構成比

品目別	売上高 (百万円)	構成比 (%)
音響映像商品	40,316	17.8
家庭電化商品	107,958	47.8
情報通信機器商品	56,171	24.8
その他の商品	19,675	8.7
物品販売事業	224,121	99.1
その他の事業	2,003	0.9
合計	226,124	100.0

(注)当事業年度より非連結となったことから、平成26年8月期の品目別売上高については比較しておりません。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は17億83百万円で、主に、店舗改装にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第 53 期 (当期)
	平成24年 8 月期	平成25年 8 月期	平成26年 8 月期	平成27年 8 月期
売 上 高(百万円)	126,306	281,702	262,216	226,124
経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)(百万円)	△2,881	△502	5,699	1,225
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)(百万円)	△15,088	△8,091	1,042	△6,346
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ 1 株 当 たり 当 期 純 損 失) (円)	△269円49銭	△103円86銭	13円37銭	△81円46銭
総 資 産(百万円)	170,464	134,453	115,791	106,241
純 資 産(百万円)	49,523	41,665	42,780	36,586
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	635円63銭	534円78銭	549円09銭	469円58銭

- (注) 1. 第50期は、平成24年4月1日から平成24年8月31日までの5ヶ月間となっております。
2. 第50期の数値につきましては物流センター使用料に関する会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 第53期の数値につきましてはたな卸資産評価方法に関する会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ビックカメラで同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.05%であります。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、資本業務契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」「資金の借入」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」というビックカメラグループの理念のもと、当社は、「お客様の暮らしを“より快適に”“より便利に”“より楽しく”します。暮らし応援企業コジマ」をスローガンに、「より豊かな生活を提案する」ことで、地域の皆様から最も身近に親しまれ必要とされるコジマを目指してまいります。

① 生産性の向上

株式会社ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、PB商品、新分野の商品、新サービスの開拓と販売強化に取り組む一方、在庫品質の向上、物流効率化などを進め、営業利益の向上に努めてまいります。

また、ビックカメラとの人材交流、女性従業員の積極登用などを通じ、組織活性化を図り、生産性の向上につなげてまいります。

② 持続的な成長

当社の強みである白物家電を一層強化するとともに、店舗特性に応じてビックカメラグループの強みを活かした幅広い品揃えを展開してまいります。

店舗展開については、立地や商圈の将来性などを見据え店舗網の再構築と新規出店の促進に注力する一方、引き続き店舗改装にも取り組んでまいります。

インターネット通販においては、ビックカメラとのシステム統合を進めアイテム数の大幅な増加により更なる成長を目指してまいります。

また、法人営業とリフォーム事業の強化拡大にも努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化製品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っているほか、旅行代理業、不動産賃貸業を展開しております。

(7) 主要な営業所（平成27年8月31日現在）

「主要な営業所」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.kojima.net/>）に掲載しております。

(8) 使用人の状況（平成27年8月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,458名（1,744名）	175名減（101名減）	38.6歳	13.8年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は当事業年度中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成27年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社ビックカメラ	10,000百万円
株式会社足利銀行	5,626
株式会社みずほ銀行	4,319
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,992
株式会社三井住友銀行	2,746

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成27年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株（自己株式801株を含む）
- (3) 株主数 23,810名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	39,000千株	50.05%
小 島 章 利	4,770	6.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,074	2.66
小 島 金 平	1,935	2.48
小 島 三 子	1,932	2.47
有 限 会 社 ケ ー ケ ー ワ イ	1,780	2.28
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,171	1.50
寺 崎 佳 子	980	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	870	1.11
小 島 久 幸	862	1.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式801株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成27年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	木 村 一 義	代表執行役員、株式会社ビックカメラ取締役
取 締 役	上 山 昭 夫	常務執行役員総務人事本部長
取 締 役	棚 橋 克 己	執行役員営業本部営業部長兼営業推進ブロックマネージャー
取 締 役	荒 川 忠 士	執行役員経営企画本部長
取 締 役	宮 嶋 宏 幸	株式会社ビックカメラ代表取締役社長代表執行役員
取 締 役	安 部 徹	株式会社ビックカメラ取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通協同組合代表理事
常 勤 監 査 役	馬 場 周 策	
監 査 役	相 澤 光 江	弁護士
監 査 役	土 井 充	公認会計士・税理士
監 査 役	向 井 幹 尚	株式会社ビックカメラ財務部次長

- (注) 1. 取締役の宮嶋宏幸氏及び安部徹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の相澤光江氏、土井充氏及び向井幹尚氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、監査役土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・平成26年11月25日開催の第52期定時株主総会における異動
 退任 取締役 増淵敏弘氏
5. 代表取締役会長兼社長木村一義氏は、大和ハウス工業株式会社の社外取締役、株式会社とちぎテレビの社外取締役及びスパークス・グループ株式会社の社外監査役を兼務しております。
6. 監査役相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、サミット株式会社の社外監査役及びELGC株式会社の社外監査役を兼務しております。
7. 監査役土井充氏は、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の社外監査役を兼務しております。
8. 監査役相澤光江氏、監査役土井充氏及び監査役向井幹尚氏は、以下のとおり、財務及び会計または法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・監査役土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役向井幹尚氏は、公認会計士の資格を有しております。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。平成27年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の8名であります。

役 職 名	氏 名
専 務 執 行 役 員 営 業 本 部 長	塚 本 智 明
執 行 役 員 営 業 本 部 営 業 部 開 発 室 長	佐 野 恵 一
執 行 役 員 財 務 経 理 本 部 長	高 野 淳 一
執行役員営業本部営業部営業推進ブロックマネージャー	紫 藤 竜 二
執行役員営業本部営業部営業推進ブロックマネージャー	山 口 雅 士
執行役員営業本部営業副部長兼営業推進ブロックマネージャー	中 西 敏 広
執行役員営業本部営業副部長兼営業企画管理支援室長	中 澤 裕 二
執行役員営業本部営業部営業推進ブロックマネージャー	岩 田 友 和

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (-)	47百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	19 (9)
合 計	7	66

- (注) 1. 支給員数及び報酬等の総額には、平成26年11月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役1名、社外取締役2名及び社外監査役1名は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第43期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 社外役員が当事業年度において親会社または親会社の子会社（当社を除く。）から役員として受けている報酬の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）は、89百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役宮嶋宏幸氏は、株式会社ビックカメラ代表取締役社長代表執行役員を、取締役安部徹氏は、株式会社ビックカメラ取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長を、監査役向井幹尚氏は、株式会社ビックカメラ財務部次長を、平成27年8月31日現在兼務しております。株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注及び代金の支払業務の委託並びに資金の借入等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にあります。

監査役相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、サミット株式会社の社外監査役及びELGC株式会社の社外監査役を兼務しております。また、当社は、サミット株式会社との間で不動産賃貸借契約を締結し、一部の店舗に係る不動産を賃借しております。オカモト株式会社及びELGC株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役土井充氏は、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 宮嶋 宏幸	17回	100%	一回	一%
取締役 安部 徹	17	100	一	一
監査役 相澤 光江	16	94	15	94
監査役 土井 充	17	100	16	100
監査役 向井 幹尚	17	100	16	100

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきまして、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kojima.net/>) に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。

当事業年度におきましては、販売低調に加えて、固定資産の減損損失等を特別損失に計上したことや繰延税金資産の取崩しにより大幅な当期純損失となりました。このため、平成27年10月9日開催の取締役会において、今期の配当につきましては、無配とすることを決定いたしました。

貸借対照表

(平成27年 8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産) の (部)		(負 債) の (部)	
流動資産	54,840	流動負債	55,789
現金及び預金	4,224	買掛金	10,041
売掛金	8,225	短期借入金	15,500
商貯蔵品	37,602	1年内返済予定の長期借入金	18,155
前払費用	209	リース負債	1,612
前払費用	48	未払金	160
未収金	1,202	未払法人税等	3,765
預け入金	1,371	未払事業所税	197
繰延税金資産	340	未払事業所税	230
その他金	1,538	前受り	3,114
倒引当金	245	前受り	312
固定資産	△167	前受り	218
有形固定資産	51,401	賞与引当金	727
建物	11,107	イントロ引当金	1,441
構築物	324	店舗閉鎖損失引当金	149
機械及び装置	45	資産除去債務	81
工具、器具及び備品	225	リース資産減損勘定	80
土地	9,439	固定負債	13,865
リース資産	1,863	長期借入金	132
その他	5	長期ス債	1,545
無形固定資産	1,327	長期預り	1,694
特許権	1	商品保証引当金	2,464
借地権	508	店舗閉鎖損失引当金	2,003
電話加入権	149	資産除去債務	4,521
商標権	4	リース資産減損勘定	1,485
ソフトウェア資産	333	その他	19
リース資産	331	負債合計	69,655
投資その他の資産	27,062	(純 資 産) の (部)	
投資有価証券	1,447	株 主 資 本	35,907
出資	0	資 本 金	25,975
長期貸付金	255	資 本 剰 余 金	15,913
長期前払費用	2,175	資 本 備 用 金	6,493
繰延税金資産	1,148	その他資本剰余金	9,419
長期差入保証	5,108	利 益 剰 余 金	△5,979
その他金	16,789	その他利益剰余金	△5,979
倒引当金	182	繰越利益剰余金	△5,979
純資産合計	△44	自己株式	△0
資産合計	106,241	評価・換算差額等	678
		その他有価証券評価差額金	678
		純 資 産 合 計	36,586
		負債・純資産合計	106,241

損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から)
(平成27年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		226,124
売 上 原 価		165,301
売 上 総 利 益		60,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		59,919
営 業 利 益		904
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	133	
受 取 手 数 料	163	
販 促 協 賛 金	4	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,189	
そ の 他	95	1,585
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	643	
支 払 手 数 料	612	
そ の 他	7	1,264
経 常 利 益		1,225
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	71	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	24	95
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	52	
固 定 資 産 除 却 損	112	
減 損 損 失	1,040	
リ ー ス 解 約 損 失	44	
そ の 他	1	1,251
税 引 前 当 期 純 利 益		70
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132	
法 人 税 等 調 整 額	6,284	6,417
当 期 純 損 失		6,346

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

株式会社 コ ジ マ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 誠 司 ⑨
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 道 之 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月23日

株式会社 コジマ 監査役会

常勤監査役 馬場 周 策 ㊟

社外監査役 相澤 光 江 ㊟

社外監査役 土井 充 ㊟

社外監査役 向井 幹 尚 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条を移設のうえ変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
【機関】 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	【機関】 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>【員数】 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>【員数】 第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>【選任方法】 第20条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【任期】 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>【任期】 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>【取締役会の招集通知】 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>【取締役会の招集通知】 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>【取締役会の決議方法等】 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【取締役会の議事録】 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>【重要な業務執行の委任】 第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>【取締役会の決議方法等】 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【取締役会の議事録】 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>【報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【社外取締役との責任限定契約】 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>【員数】 第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>【選任方法】 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第29条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>【取締役との責任限定契約】 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【任期】 <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削 除)
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>【常勤の監査役】 <u>第33条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>【監査役会の招集通知】 <u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>【監査役会の決議方法】 <u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>【監査役会の議事録】 <u>第36条</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【監査役会規則】 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>【報酬等】 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>【社外監査役との責任限定契約】 第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>【監査等委員会の招集通知】</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>【監査等委員会の決議方法】 <u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>【監査等委員会の議事録】 <u>第33条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
(新 設)	<p>【常勤の監査等委員】 <u>第34条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p>【監査等委員会規則】 <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 計算 第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第36条～第38条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	木村 一義 (昭和18年11月12日生)	昭和42年4月 日興証券株式会社入社 平成12年3月 同社取締役副社長 平成17年6月 日興コーディアル証券株式会社取締役会長 平成24年4月 株式会社ビックカメラ入社 顧問 平成24年6月 大和ハウス工業株式会社社外取締役(現任) 平成24年6月 スパークス・グループ株式会社社外監査役(現任) 平成24年11月 株式会社ビックカメラ取締役(現任) 平成25年2月 当社代表取締役会長 平成25年9月 当社代表取締役会長兼社長代表執行役員(現任) 平成26年6月 株式会社とちぎテレビ社外取締役(現任)	5,800株
2	*塚本 智明 (昭和34年12月1日生)	平成3年9月 株式会社ビックカメラ入社 平成16年11月 同社取締役営業部長 平成20年8月 同社常務取締役営業本部長 平成23年9月 同社常務取締役常務執行役員営業本部長 平成24年3月 同社取締役常務執行役員新宿新店事業部長 平成24年6月 同社取締役常務執行役員有楽町店店長 平成24年9月 同社取締役執行役員有楽町店店長 平成24年11月 同社執行役員有楽町店店長 平成27年6月 同社執行役員(現任) 平成27年6月 当社専務執行役員営業本部長 平成27年9月 当社専務執行役員営業本部長兼営業部長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たな はし かつ み 棚橋 克己 (昭和40年2月28日生)	昭和62年9月 当社入社 平成22年4月 当社営業本部マーケティング企画室長 平成23年7月 当社執行役員営業本部マーケティング企画室長 平成24年2月 当社執行役員営業本部マーチャンダイジング部マーケティング企画室長 平成24年9月 当社執行役員営業本部マーケティング企画室長 平成24年11月 当社執行役員営業本部営業部長 平成25年7月 当社執行役員営業本部営業部長兼改善室長兼住設事業部長 平成25年11月 当社取締役執行役員営業本部営業部長兼改善室長兼住設事業部長 平成26年9月 当社取締役執行役員営業本部営業部長兼営業推進ブロックマネージャー 平成27年9月 当社取締役執行役員総務人事本部長兼内部統制担当（現任）	14,500株
4	あら かわ ただ し 荒川 忠士 (昭和44年8月4日生)	平成3年10月 当社入社 平成21年11月 当社情報システム本部長 平成23年10月 当社情報システム本部長兼経営企画室長 平成24年6月 当社執行役員経営企画室長兼情報システム本部長 平成24年11月 当社執行役員経営企画本部長 平成25年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長（現任）	12,900株
5	みや じま ひろ ゆき 宮嶋 宏幸 (昭和34年10月24日生)	昭和59年3月 株式会社ビックカメラ入社 平成8年4月 同社取締役池袋本店店長 平成14年6月 同社取締役営業本部長 平成16年11月 同社専務取締役商品本部長 平成17年3月 同社代表取締役専務商品本部長 平成17年11月 同社代表取締役社長 平成23年9月 同社代表取締役社長代表執行役員（現任） 平成24年6月 当社社外取締役（現任）	1,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	あべとのおる 安部 徹 (昭和36年6月16日生)	平成17年7月 株式会社ビックカメラ入社 平成18年2月 同社社長室長 平成21年11月 同社取締役経営企画部長 平成22年11月 同社取締役経営企画本部長兼経営企画部長 平成22年11月 東京カメラ流通協同組合代表理事(現任) 平成23年9月 株式会社ビックカメラ取締役執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 平成24年9月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 平成25年1月 株式会社東京計画代表取締役社長(現任) 平成25年11月 当社社外取締役(現任) 平成26年9月 株式会社ビックカメラ取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長(現任)	1,100株

- (注) 1. 宮嶋宏幸氏が代表取締役社長代表執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託並びに資金の借入等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にありますが、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮嶋宏幸氏、安部徹氏及び塚本智明氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第29条に基づき宮嶋宏幸氏及び安部徹氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。また、両氏が選任されたときは、業務を執行しない取締役とする予定ですので、第1号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第30条に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	*馬場周策 (昭和40年1月24日生)	昭和61年4月 当社入社 平成7年7月 当社富山店店長 平成14年11月 当社NEW熱田店店長 平成15年11月 当社内部監査部 平成16年11月 当社NEW熱田店店長 平成24年4月 当社営業推進室ブロック担当マネージャー 平成24年11月 当社営業部ブロック担当マネージャー 平成25年6月 当社NEW郡山店店長 平成25年11月 当社常勤監査役(現任)	600株
2	*相澤光江 (昭和17年10月14日生)	昭和51年11月 司法試験合格 昭和54年4月 東京弁護士会弁護士登録 昭和56年4月 三宅・今井・池田法律事務所入所 昭和60年4月 新東京総合法律事務所開設同事務所パートナー 平成12年6月 サミット株式会社社外監査役(現任) 平成17年6月 当社社外監査役(現任) 平成19年10月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)パートナー 平成24年3月 ELGC株式会社社外監査役(現任) 平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー(現任) 平成27年6月 オカモト株式会社社外取締役(現任)	2,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ど い みつる *土井 充 (昭和22年7月1日生)	昭和55年3月 公認会計士開業 昭和58年3月 税理士登録 平成17年6月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社社外監査役(現任) 平成21年6月 当社社外監査役(現任)	1,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ①相澤光江氏は、社外取締役候補者であります。同氏は弁護士として企業法務に深く関わってきた経歴があり、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスは、当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任するものであります。
- ②土井充氏は、社外取締役候補者であります。同氏は公認会計士及び税理士として企業の会計及び税務に深く関わってきた経歴があり、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスは、当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任するものであります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び現行定款第39条に基づき相澤光江氏及び土井充氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が選任されたときは、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、馬場周策氏が選任されたときは、第1号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第30条に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 独立役員について
当社は、土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。また、相澤光江氏についても、取締役就任した場合には、独立役員となる予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、山宮慎一郎氏を、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やまみや しみいちろう 山宮 慎一郎 (昭和45年2月4日生)	平成4年10月 司法試験合格 平成7年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成18年1月 新東京総合法律事務所入所同事務所パートナー 平成18年6月 日本ERI株式会社社外監査役 平成19年10月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)パートナー 平成25年12月 ERIホールディングス株式会社 社外監査役 平成27年4月 TMI総合法律事務所パートナー(現任) 平成27年6月 元気寿司株式会社社外監査役(現任) 平成27年8月 ERIホールディングス株式会社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏は弁護士として企業法務に深く関わってきた経歴があり、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスは、当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任するものであります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について山宮慎一郎氏が選任され就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第43期定時株主総会において年額400百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止して、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額400百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼取締役の使用人給分とは含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

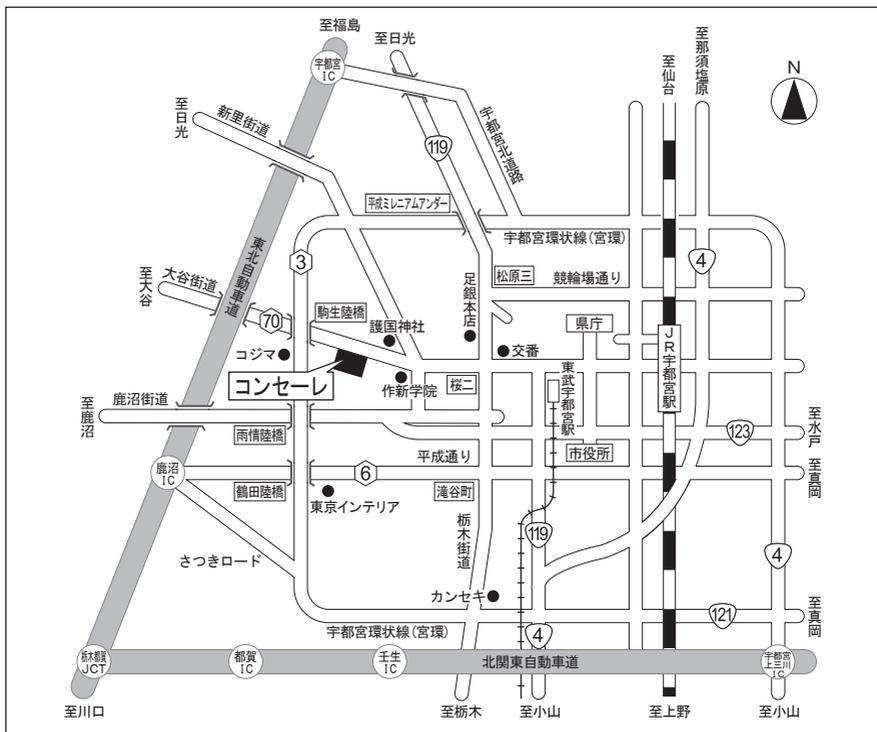
第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
 コンセーレ(栃木県青年会館)1階「大ホール」
 電話 028 (624) 1417



▶交通のご案内◀

●東北自動車道

- ・鹿沼ICより 9.5km
- ・宇都宮ICより9.0km

●JR宇都宮駅(路線バス コンセーレまで4.7km)

- ・関東バス「作新学院駒生行き」(⑥⑦番のりば)
- ・東中丸バス停下車(コンセーレ前)

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

